

小規模社会福祉施設等の 防火安全対策について

長崎県大村市「グループホーム やすらぎの里」(H18.1)



福岡市消防局
Fukuoka Fire Prevention Bureau



救急車? 病院? 迷ったら

 #7119



小規模社会福祉施設の火災の特徴について

- ◎自力避難困難な高齢者の方が入居しているため、一旦火災が発生すると甚大な被害が発生する。（**夜間職員1名体制で火災時に全入所者を短時間で避難させることは困難**）
- ◎建物構造が木造や防火区画が未形成等の防火上脆弱なものが多い。
- ◎季節的に冬場に火災発生が集中している。
- ◎火災発生の時間帯は、夜間に集中している。

消防法令の取扱いについて

➤ (6) 項口 (1) に該当する高齢者施設

①社会福祉施設のうち避難が困難な要介護者を主として入居させるもの

②小規模多機能型居宅介護施設のうち避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの

③その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

・避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させて業として入浴、排せつ及び食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設

→ 一般的に「お泊りデイサービス」、「宅老所」と言われる施設

※「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分3以上の方の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断します。

※「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは

- ・実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、**宿泊サービスの提供が常態化**していること。
- ・当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の**宿泊サービス利用者全体の半数以上**であること。

<福岡市の運用>

「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断の目安としては、次の①～③のすべてに該当する施設とします。

該当しない場合は、イ及びロに該当する施設とします。

①月に5日以上 of 宿泊サービスの提供を行うことがある。

②1泊につき、2名以上の「要介護者」（介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分1以上の者）が宿泊することがある。

③1泊につき、宿泊する者のうち「避難が困難な要介護者」が半数以上となることがある。（※ただし、要介護状態区分3以上の者が1名の場合を除く）

イ 3ヶ月間において、宿泊サービス利用者の延べ人数が当該3ヶ月間の日数以上である。

ロ 3ヶ月間の宿泊サービス利用者の延べ人数のうち避難が困難な要介護者の数が半数以上である。

(6) 項ロ(1)

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(6) 項ハ(1)

老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。

★ あなたの施設は、消防法令上、どのような取扱いとなっているのか確認しておきましょう。

必要となる消防用設備等

スプリンクラー設備の設置基準（消防法施行令12条）

（6）項口の自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設におけるスプリンクラー設置基準

（275㎡→原則0㎡）

例外として、延焼抑制構造を持つ施設は設置不要。介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設は275㎡を据え置く。

自動火災報知設備の設置基準（消防法施行令21条）

（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）に対して、自動火災報知器の設置を義務化する。（300㎡→0㎡）

火災通報装置の設置基準（消防法施行規則25条）

（6）項口の自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における火災通報装置について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象（特定小規模施設用消防用設備等省令2条）

（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）に対する自動火災報知設備の設置の義務化に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設の範囲にこれらの施設を追加する。

消防法令の取扱いについて

(6) 項ロ【入居・入所・宿泊施設】

	6項ロ	(1)	(5)
	消防設備	高齢者施設	障がい者施設
①	消火器	必要	必要
②	自動火災報知設備	必要	必要
③	火災通報装置	必要	必要
④	②と③の連動	必要	必要
⑤	スプリンクラー設備	必要	必要

(6) 項ハ【宿泊を伴う通所施設】

	6項ハ	(1)	(5)
	消防設備	高齢者施設	障がい者施設
①	消火器	150㎡以上	150㎡以上
②	自動火災報知設備	必要	必要
③	火災通報装置	500㎡以上	500㎡以上
④	②と③の連動	必要無し	必要無し
⑤	スプリンクラー設備	※	※

※ 1、000㎡以上で必要となる場合があります。

(6) 項ロ (5) とは、

障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項）、障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所施設（ショートステイ）、障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（グループホーム）

(6) 項ハ (5) とは、

身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法第31条）、障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項）、地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第25項）、福祉ホーム（障害者総合支援法第5条第26項）、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設、障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設、障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設、障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設、障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設

防火管理について

★防火に関するチェック表を活用しましょう。

●防火管理のリーダーについて

★防火管理のリーダー的位置づけとして「防火管理者」がいます。防火管理者のもと、日頃から防火に対する意識を持ちましょう。

「防火管理者」は……

消防計画の作成や、消防用設備等の整備、避難訓練の実施及び火気管理などを行います。

人数で判断します！

「防火管理者」が必要な施設は…

人数	
6項□	10名以上
6項ハ	30名以上

防火管理者が選任されると……

●「消防計画」とは？

施設の防火上必要な事項を定めた計画書で、防火管理者が定めるものです。日頃の管理と、災害発生時の行動基準が定められています。

●消防計画の作成要領について

〈計画に必要な主な事項〉

①消防用設備等の点検・避難訓練の「実施の時期」「届出」に関すること

②火気の管理に関すること

③避難のための経路の管理に関する事項

④火災等が発生した場合の、

＊119番通報・施設関係者への連絡体制

＊消火活動・避難誘導の要領

などについて「行動の基準」を定めます。

「行動の基準」は、施設の形態に応じて、作成して下さい。

福岡市消防局のホームページに「作成例」を掲載しています。

参考としてください。

①防火管理者の選任と届出

②消防計画の作成と届出

③避難訓練の実施と通知 が必要です！

●「避難訓練」について！

避難訓練は、次の内容について、防火管理者の責任で行います。

①消火訓練 ②通報訓練 ③避難誘導訓練

※訓練は「消防計画」を基に実施して下さい。

また、訓練において現状と合わない部分が見つかった場合などは、随時内容を見直して下さい。

小規模社会福祉施設の防火管理の現状と課題

◎避難訓練未実施の施設

消防計画に基づく避難訓練を年2回以上実施しなければならない。



◎防災物品の未使用施設

カーテン、じゅうたん等は「防災」物品を使用しなければなりません!

- ・ 普通のカーテン等は、容易に着火し、火災の拡大を増大させます!
- ・ 布団（シーツ）等についても、防災物品の使用を推奨します!



◎消防用設備等取り扱い不適な施設

消火器、自動火災報知設備、
火災通報装置などの取扱い習熟



施設において日常の防火に関するチェック

◎ガスレンジは、安全装置付を使用しているか。

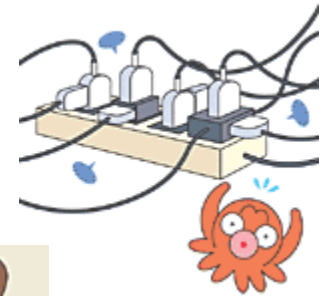
◎暖房器具などの周りに、洗濯物など燃えやすい物を置いていないか。

◎暖房器具などへの給油は、消火して行っているか。

◎たこ足配線をしていないか。

◎階段、廊下、避難口などの避難経路にあたる部分に避難の支障となる物品などがなく、整理整頓されているか。

◎建物の周りに、燃えやすいものを置いていないか。



夜間の人員の少ない中で入居者の安全を確保するためには

①火災を出さないこと ～ 火気取扱いに十分注意すること

例) たばこ、コンロ、ストーブ、仏壇のローソクや線香

②避難訓練を計画し実施すること

・ 夜間を想定した訓練の実施 ～ 最小の職員で対応できる訓練

・ 消火器の取扱い訓練 ～ 迅速・確実に使えるようにする

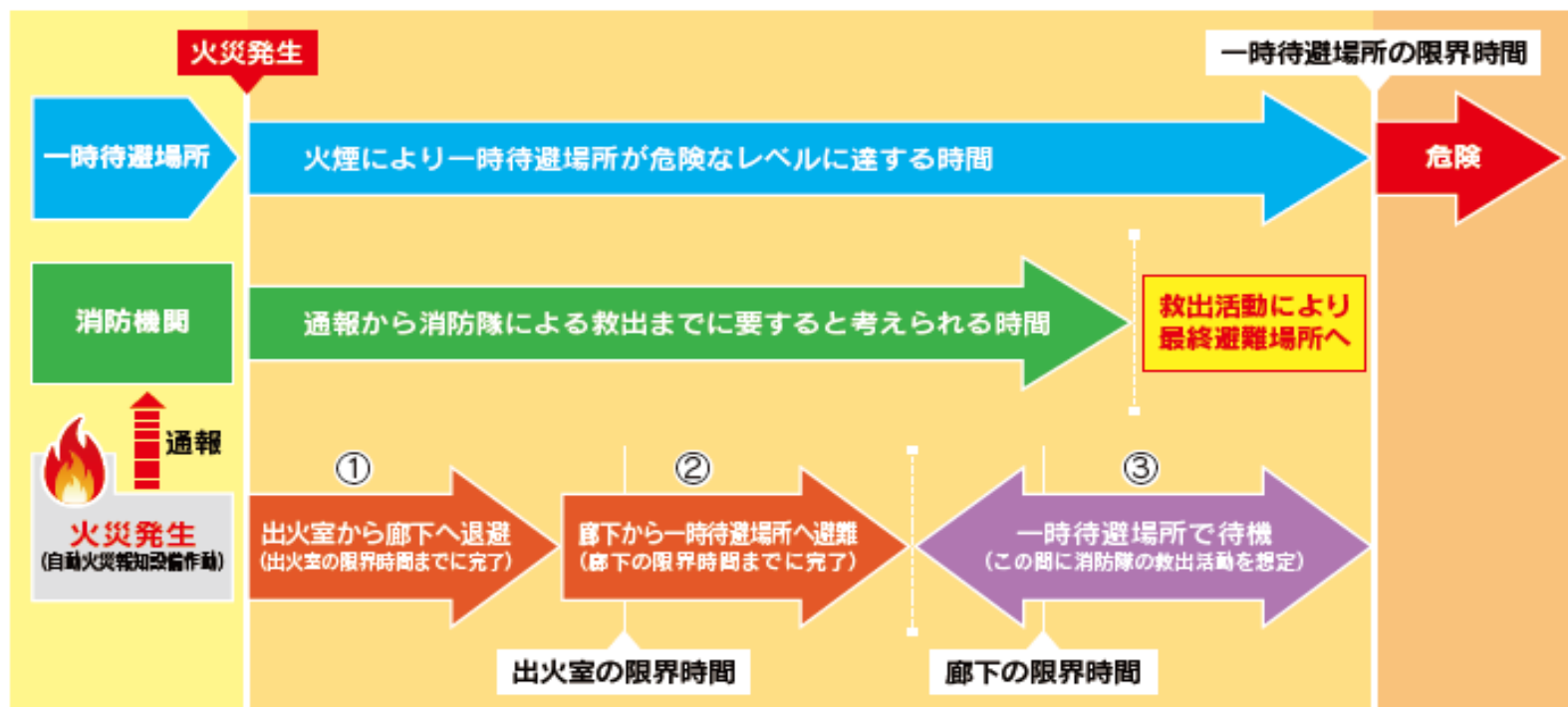
・ 119番通報 ～ ◎火災通報装置の取扱いの習熟
◎加入電話による通報要領の確立

③近隣者の協力

■ 「一時待避場所」を活用した避難方法について

「一時待避場所」を活用した避難方法のイメージ

- ① 火災室が危険な状況になる前に、火災室から退避する。退避後は火災室の戸を閉鎖する。
- ② 廊下が危険な状態になるまでに、廊下をとって、一時待避場所へ水平的に避難する。
待避中は廊下と一時待避場所の間の戸は閉鎖し、消防隊が到着するまで待機する。
- ③ 一時待避場所が危険な状態になるまでに、安全な場所へ避難する。



※一時退避場所とは、自力避難困難な方が利用する小規模な施設における、火災時に一時的に退避することが可能な屋内の場所のことを言う。

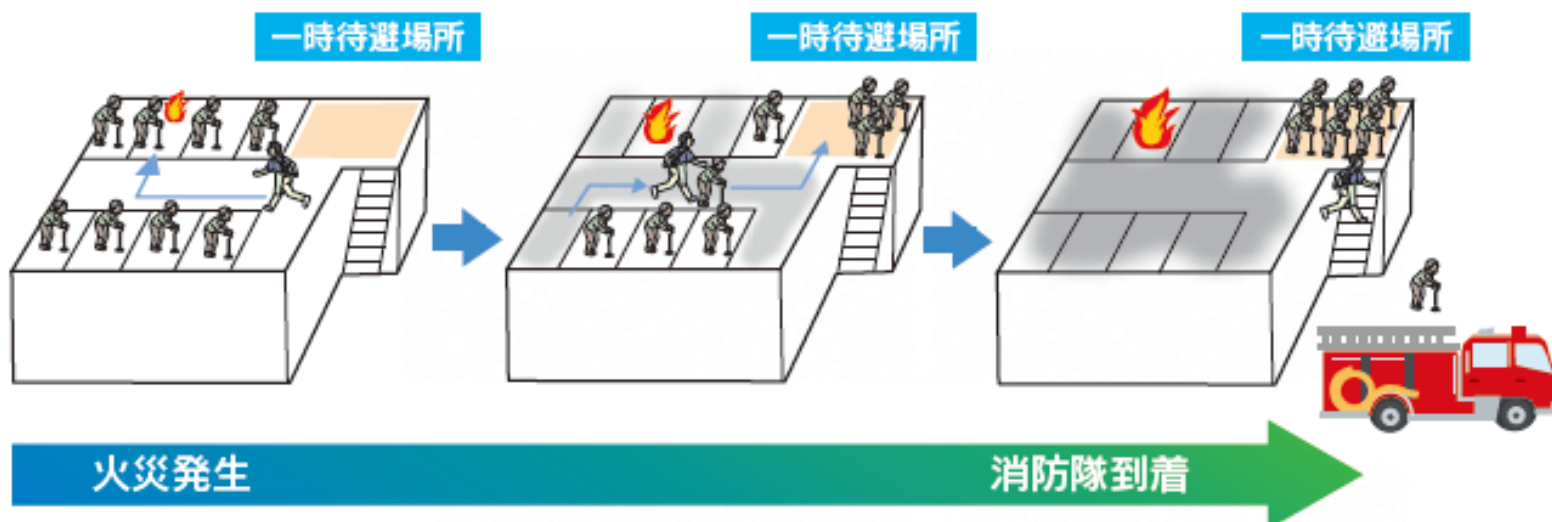
従来の避難方法との違い

一時待避場所の要件のイメージ

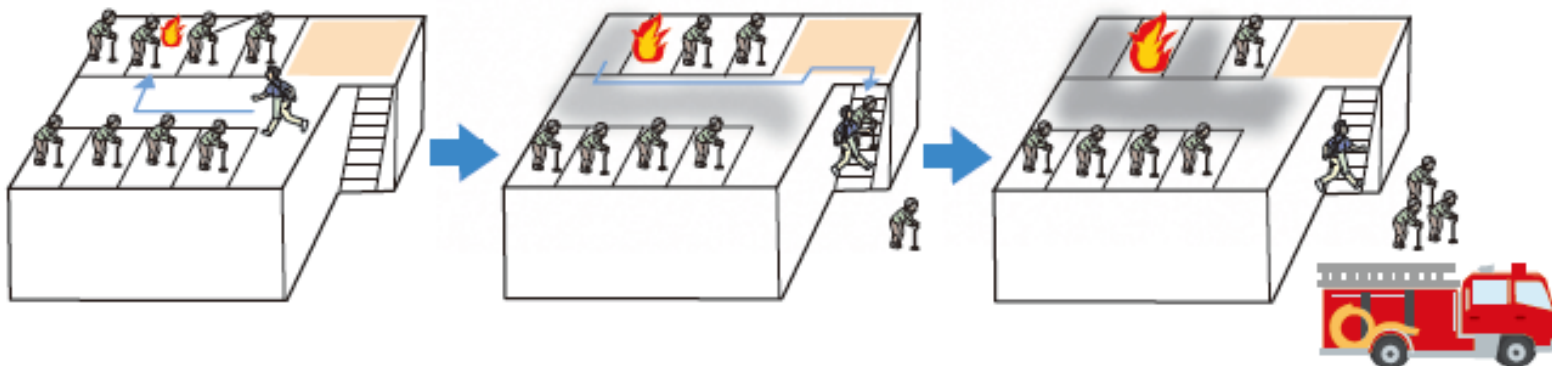
- ① 通報から消防隊による救出までの間、危険な状態にならないこと
- ② 消防隊による救出作業が困難な場所でないこと（「進入の容易さ」「活動の安全」「延焼のしにくさ」を考慮）。
- ③ 外部との連絡が可能であること。

水平避難

（一時待避場所経由）



従来の避難



■ 一時待避場所を活用した訓練の実施

火災発生時の一時待避場所を活用した基本的な行動

火災発生時に職員が行動できるよう、図上訓練等を通じ具体的な内容を検討し、実際に行ってみましょう。

① 火災の覚知と現場の確認

自動火災報知設備の鳴動後、直ちに火災の発生場所を確認する。そして消火器を携行して火災現場の状況を確認しに行く。



② 火災室からの退避と初期消火

火災を確認した場合は、「火事だー!」と2回叫び、付近の利用者に火災であること、避難すべきことを知らせるとともに、火災室から利用者を退避させる。携行した消火器により初期消火を行う。



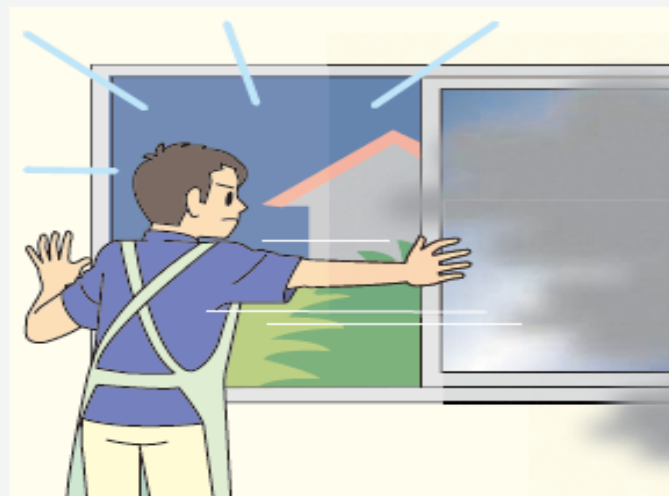
③ 火災室の戸の閉鎖

廊下の煙やCO₂濃度を抑えるため、火災室からの退避及び初期消火終了後、直ちに火災室の戸を閉鎖する。



④ 廊下の開口部の開放

廊下の煙やCO₂濃度を抑えるため、廊下の開口部を開放する。



⑤ 火災室から一時的に退避させた自力避難困難な方の避難誘導

- (ア) 火災室から退避させた自力避難困難な方を一時待避場所へ避難させる。
- (イ) 車椅子やストレッチャー等を使用する方の場合、一時待避場所において車椅子等が渋滞し、避難の支障とならないよう避難誘導する。
- (ウ) 一時待避場所に面して屋外のバルコニー等が設置されている場合は、バルコニー等への出入口を解錠する。

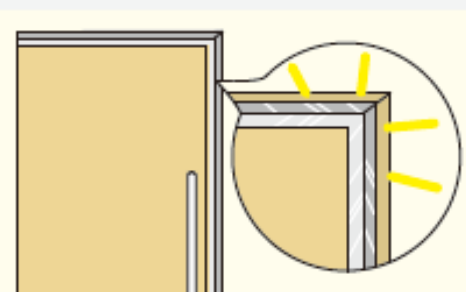
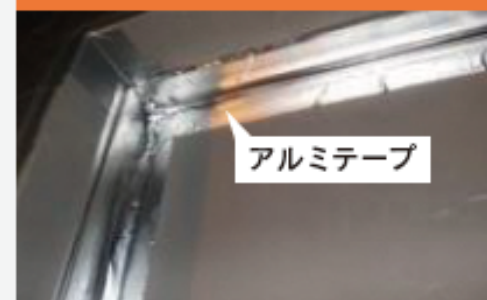


⑥ 火災室以外の利用者の避難誘導

- (ア) 火災室以外の利用者等を避難させる際、火災室を通過しないように避難させる。
- a. 火災室以外の利用者が自力避難困難な場合は、一時待避場所に避難させる。
- b. 火災室以外の利用者が自力避難可能な場合は、職員が「火事だ！ ○○○へ避難してください」と大声で叫んで、自力で施設の外まで避難させる。
- (イ) 火災室以外の居室の戸や防火戸は可能な限り閉鎖する。避難が完了している部屋はその旨の表示等を行うことが望ましい。
- (ウ) 一時待避場所へ移動した際、屋外に面した窓等がある場合は開放する。
- (エ) 立ち入ることができるすべての場所を確認し、最後に出火階の利用者が全員、施設の外または一時待避場所へ避難したことを確認する。また、アルミテープ等により戸と廊下との間の隙間を塞ぐ。
- (オ) 火災室が存在する階の利用者の避難誘導を優先し、その後、出火階以外の階の利用者の避難誘導を行う。



吊り引き戸の隙間への
アルミテープの貼付例



⑦ 一時待避場所からの避難誘導等

(ア) 消防機関に一時待避場所の位置、出火場所、避難の状況等について電話により連絡をする。

(イ) 一時待避場所から安全に屋外まで避難させることが可能な場合は、消防隊が到着するまでの間、自力避難困難な方を一時待避場所から施設の外まで順次避難させる。



⑧ 消防隊への情報提供

避難状況（一時待避場所への避難者数、屋外の地上までの避難者数等）を把握し、駆け付けた消防隊に対して、出火状況、避難状況、危険物の有無等の情報提供を行う。



待避完了までの目標時間の設定
目標時間などを設定して、訓練を実施してみましょう。

一時待避場所への水平移動に係る目標時間は下表のとおりとします。

火災室の条件 行動の内容	自動火災報知設備の発報から行動完了までの目標時間 ※1		
	熱感知器（各居室）	煙感知器（各居室） ※2	
		居室にソファ等を置いている場合	居室にソファ等を置いていない場合
火災室の戸の開鎖完了	1分	2分	3分
廊下の開口部の開放完了	3分	4分	5分
一時待避場所への水平移動完了	9分	10分	11分



※1 寝具、布張り家具の防災性能が確保されている場合は+1分とする。

※2 出火室となることが想定されるすべての居室に煙感知器を設置している場合は、火災の早期発見が可能になることから目標時間を延長する。なお、居室に布張り、またはポリエチレン製のソファ等を置いている場合は、火煙により危険な状態となりやすいのでソファ等の有無により目標時間を異なる値としている。

※一時退避場所は最終避難場所ではありません。一時退避を行った後は、屋外の地上へ順次避難しましょう。

一時退避場所の設定（階段ホールや居室に設定）

- 一時待避場所と廊下との間には、戸が設置されていること。
- 上記の戸にガラリ等の換気用の開口部がある場合は、ガラリ等の上端の位置が戸の高さの3分の1以下であること。
- 煙に対する一時待避場所の安全性の向上のため、上記の戸の隙間には気密ゴムを貼付することが望ましい。
- 上記の戸と廊下との間の隙間を塞ぐためアルミテープ等の不燃性のテープを用意すること。
- 消防機関により救助活動が円滑に行われるよう、一時待避場所には消防機関との連絡手段として電話を設置すること。

- 居室を一時待避場所とする場合は、消防機関による円滑な救助活動ができるよう屋外に面した窓等（幅及び高さが各50cm以上）があること。
- 階段ホールを一時待避場所にする場合でも、開口部が50cm以上が望ましいこと
- 一時待避場所に接続する廊下には屋外に面した窓等（1m×1m以上）が設けられていることが望ましいこと。
- 火災室となることが想定されるすべての居室と廊下の間に、戸が設置されていること。
- 居室が火災室となることを想定して二方向避難ができるように、同じ階に二カ所の一時待避場所を設定すること。
- 一時待避場所は、そこに一時待避が想定される利用者の人数、状態等に適した広さがあること。

火災発生

※ 自分の施設に該当する□をチェックして、訓練を進めてください。

火災の覚知

☐ 自動火災報知設備 作動

警戒区域図を確認！

※ 「臭い」や「利用者からの連絡」で火事を知る場合があります。

※ 初期段階の火災は、自分で出火場所を探す必要があり、時間を要します。

☐ 特定小規模施設用自動火災報知設備 作動

「ピーヒュー火事です！火事です！」 } 「火事です！」という
「ピーヒュー別の部屋で火事です！」 } 部屋へ急行！

【ポイント】

警報器の鳴動・臭い等があれば、まず119番通報！誤りでもOK！まず通報！現場に急行しながら、情報を入れる！

119番通報

☐ 火災通報装置 なし

原則として、「携帯電話」で通報してください！通報しながら現場へ急行！

☐ 火災通報装置 あり

通報ボタンを押して、現場へ急行！

※ 装置作動を確認！「119応答」ランプ点滅を確認すること！

※ 装置から離れている場合は、携帯電話で！

☐ 火災通報装置・自動火災報知設備 連動

そのまま現場へ急行！

【ポイント】

○ 携帯電話は、常時携帯を！充電状況も要確認！「施設名・住所」が正確に通報できる措置をしましょう！

○ 火災現場へは、近くの消火器を持って行きましょう！

出火場所 の確認

消火器を持って、「119番通報」しながら現場に急行！

火災を発見したら… 大声で叫んで、みんなに知らせる！

スプリンクラー設備

・・・炎の拡大を遅らせるもの！

【ポイント】 日頃から、消火器がある場所を確認し、意識付けをしましょう。

消火活動

消火器を使って消火活動（消火の姿勢で15秒間）

「消火器放射完了後」または
「消火困難」の場合、部屋の扉を閉じる！

消火困難の判断基準は？

天井まで火が上がったら消火困難・・・その前に判断を！

【ポイント】 扉を閉めて、煙と炎を閉じ込める意識付けをしましょう。

避難誘導

安全な場所まで避難させる

- 火災が発生した部屋に近い利用者から避難誘導する。
- 自分で避難できる利用者は、自分で避難するよう指示する。

◎ 安全な場所とは？

- ～ 原則は、屋外！その他バルコニーや屋外階段の踊り場等
- ・ 消防隊が到着するまでは、一時的にこのような安全な場所へ避難させる。
- ・ どうしても無理なときは、各部屋の扉を閉めて、炎や煙の流入を遅らせる。

【ポイント】 日頃から、安全な場所はどこか確認しましょう！

消防隊到着

状況の報告

「出火場所」「避難の状況」「入所者数」等の状況を報告する。

火災時に使用する主な設備について

★あなたの施設に設置されている設備は？

※消火器とは 火災を消火するためのものです。



1
安全栓を
引き抜く



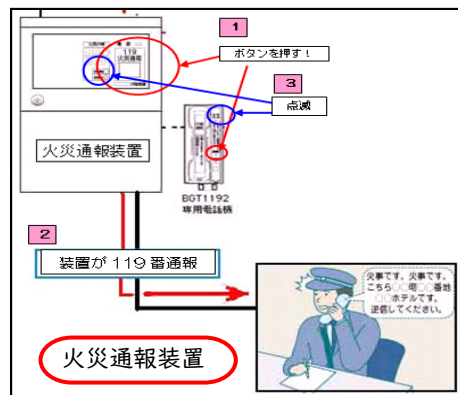
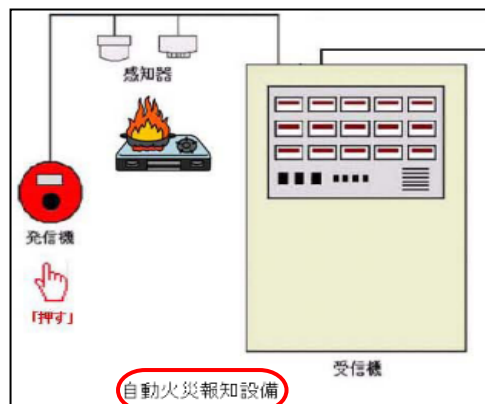
2
ホースを
はさし火元
に向ける



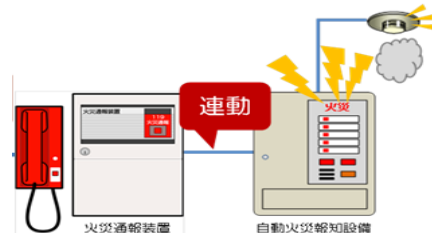
3
レバーを
強くにぎる



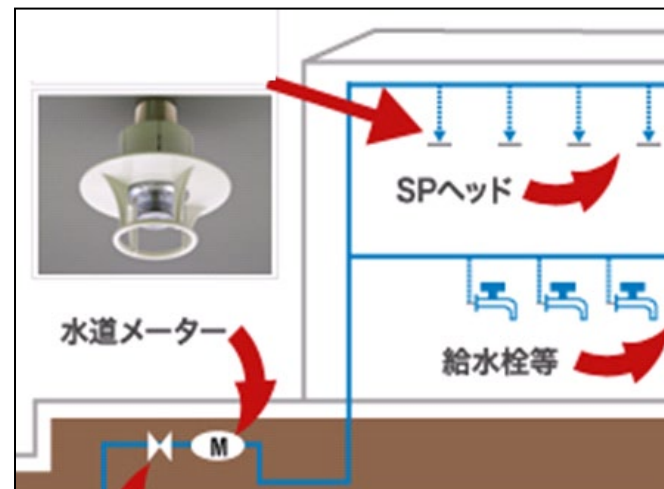
自動火災報知設備～煙や熱を感知して、ベルを鳴らして、火災の発生をしらせる設備です。火災通報装置～ボタンを押すことで、消防機関へ自動で住所・建物名称等を通報する装置です。※ 火災通報装置による通報の場合は、ボタンをしっかりと押し、119番応答ランプが点滅したことを確認すること。



特定小規模施設用自動火災報知設備



火災通報装置と自動火災報知設備の連動



特定水道連結型スプリンクラー設備
水道を利用した、簡易的な構造の「自動消火装置」です。

◎火災時に、避難する時間を稼ぐための設備です。
(消火が目的ではありませんので注意が必要です)

※1,000㎡未満の小規模な施設に設置することができます。

●119番通報について！ ～実際の火災ではパニックになりやすく、通報・消火・避難誘導を全て円滑に実施することは困難です。適切な通報・消火・避難誘導のために、次の事項を参考にしてください。

〔携帯電話〕

- ・119番通報は、携帯電話で行いましょう。
- ・携帯電話には、「施設名、住所及び電話番号等の必要事項を記入したプレート」を取り付けておきましょう。
- ・勤務中は必ず身に付けておくように努めましょう。

〔火災通報装置〕～救急要請では使用できません！

- ・火災通報装置による通報の場合は、ボタンをしっかりと押し、**119番応答ランプが点滅したことを確認すること。**
- ・消防からの確認のための呼び返しは、緊急時とはとる必要はありません。
- ・間違って通報してしまったときは、呼び返しや119番通報で間違いである旨を伝えれば、問題はありません。
- ・119番通報後、施設の関係者への自動連絡の設定も可能です。
- ・火災通報装置と自動火災報知設備を連動させることで、自動火災報知設備が感知した場合、自動的に119番通報することが可能になります。

注；誤作動の場合でも、消防隊が出動しますので注意が必要です。

携帯電話～プレート作成例



火 災 通 報 装 置



Q 火災かはっきり分からない場合、119番通報していいの？

夜間は、自動火災報知設備（自火報）や住宅用火災警報器（住警器）が鳴ったり、入居者等から火災の連絡を受けたり、何か燃えるような臭いがする場合は、まず119番通報をして下さい。そのまま、現在の状況を報告しながら、消火器を持って現場へ急行して下さい。

Q 「初期消火」「119番通報」は、どちらを先にすればいいの？

「初期消火」と「119番通報」の間に優先順位の差はありません。

職員が少ない夜間は、どちらを優先するか判断することが重要となります。現場急行中、消火器を持って119通報ができるように、普段から訓練しておくことが重要です。

また、自動火災報知設備の作動に連動して火災通報装置が自動的に119番通報するようにシステムを改修すると、通報の手間を省くことができます。（通常は、連動していないため、通報ボタンを押す作業が必要です。）

その他の注意事項

Q 「消火できない」の判断とその対処はどうしたらいいの？

「消火器を1～2本使っても消火できず、また天井まで火が上ったら消火が困難です。

その場合は、火災になっている部屋の扉を閉めて「炎を閉じ込める」ことが重要です。扉等を閉めることで、火災の拡大を遅らせてください。

また、非常の場合は、消火器を噴射させた状態で室内に置き、そのまま扉を閉める方法もあります。

●入所者の安全のために……

*重度の方は、1階の避難させやすい部屋に入居するよう配慮しましょう！

*避難に使用する扉の鍵を、自動火災報知設備の作動と連動して開錠する装置（電気錠）の設置も検討してみてください。

*ストーブ等は、寝室と距離を取って使用を！

ストーブ周辺に、燃えやすいものを置かないように心がけましょう！

*喫煙者がいる場合は、喫煙場所を指定し、ライターは職員が適切に管理をしましょう！

*通路に避難に支障がある物品を置かないように心がけましょう！

家庭内の火災対策

住宅における火災の原因は、大半が不注意や火の不始末によるものです。日常生活の中のちょっとした心がけで、火災を防ぎましょう！

●ストーブ

- 1 ストーブの上で、洗濯物を乾かさない。
- 2 灯油は、屋外の涼しい所に置き、古いものを使用しない。
- 3 スプレー缶や可燃物を、近くに置かない。
- 4 寝るときは、必ずストーブを消す。
- 給油するときは、火を消す。

●リチウムイオン電池

- 16 強い衝撃を受けたものや、変形したり、異常に発熱するものは、使用しない。

●こんろ

- 5 可燃物を近くに置かない。
- 6 火の使用中は、その場を離れない。
- 7 出火時に、すぐ消せる準備をしておく。
- 衣服に燃え移らないよう気をつける。
- 調理油過熱防止装置など（Sセンサー）がついたこんろを使用する。

●電気機器

- 8 経年劣化した電気製品は、使用しない。
（変な音や臭いがしたり、モーターの回転が悪いなど）
- 取扱説明書に従って使う。
- リコール製品を使用しない。

※リコールについての情報は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページで確認できます。
(<https://www.nite.go.jp/jiko/index.html>)

●アロマオイル

- 9 可燃物を近くに置かない。
- 10 火をつけたまま放置しない。
- 11 オイルを拭いた布などは、乾燥機で乾かさない。

●灯明・ろうそく

- 12 その場を離れるときは、火を消す。
- 13 可燃物を近くに置かない。
（カーテンは、防災製品を使用する。）
- 14 台座は、倒れにくいものを使用する。
- 衣服に燃え移らないよう気をつける。

●吸れん

- 15 日が当たるところに、ペットボトルなどを置かない。

●たばこ

- 17 ごみ箱に、直接吸い殻を捨てない。
- 18 灰皿の吸い殻を溜めすぎない。
- 19 寝たばこは、絶対にしない。
- 灰皿は、割れない素材のものを。

●カセットこんろ

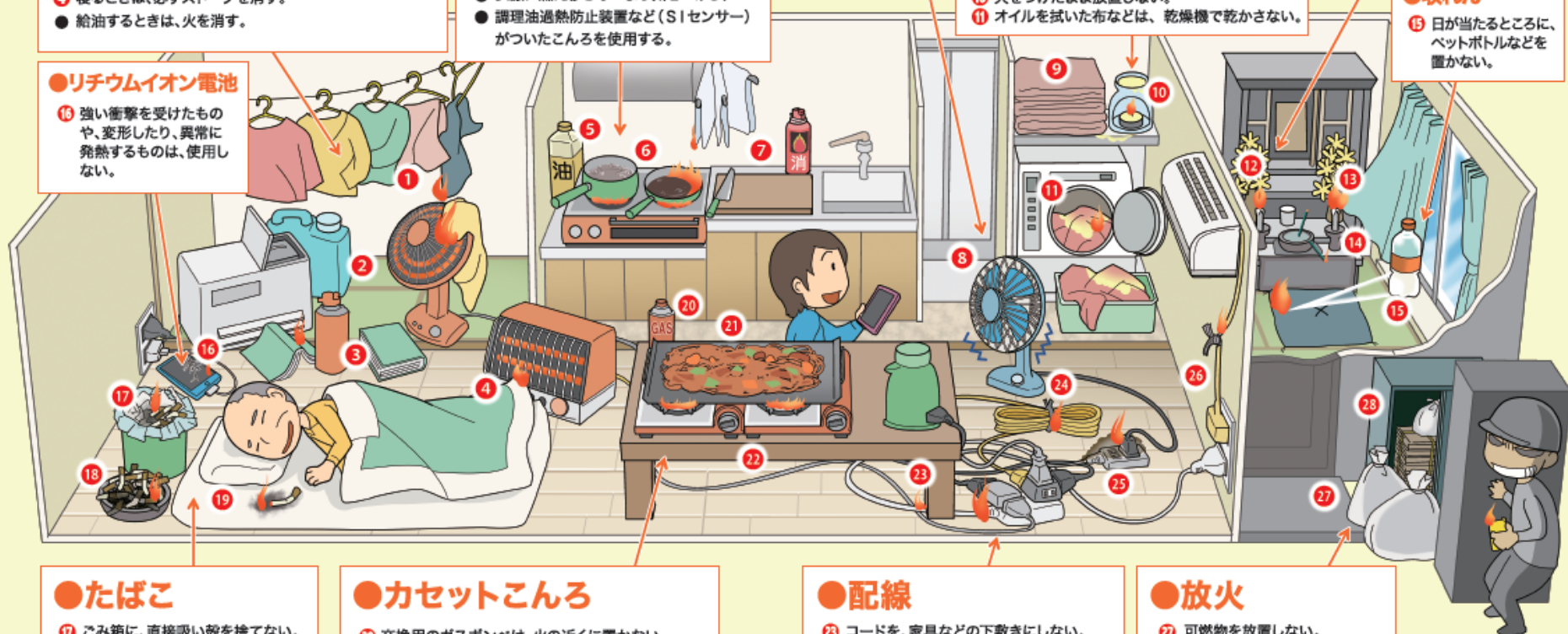
- 20 交換用のガスボンベは、火の近くに置かない。
- 21 衣服に燃え移らないよう気をつける。
- 22 並べて使用しない、鉄板でボンベ部分を覆わない。
（カセットこんろのボンベを熱しすぎないように注意）

●配線

- 23 コードを、家具などの下敷きにしらない。
- 24 コードを束ねたり、たこ足配線をしらない。
- 25 コンセントのほこりは、乾いた布などで取り除く。
- 26 配線を切ったり、つないだりしない。
- 使わないコードは抜いておく。

●放火

- 27 可燃物を放置しない。
- 28 物置には、鍵をかける。
- できるだけ、屋外は明るくする。
- ごみ出しの時間と場所を守る。



新たにテナントを使用する皆様へ

防火対象物使用開始届出書の届出はお済みですか？

店舗等の出店や入居の際、建物又はその部分を使用しようとする方は、**使用を開始する日の7日前**までに、**防火対象物使用開始届出書**の届出が必要です。《福岡市火災予防条例 第43条（防火対象物の使用開始の届出等）》

また、店舗等の修繕、模様替え、間仕切り変更等の行為をする場合は、建物住所を管轄する消防署へ事前にご相談下さい。

テナントを借りて、
新たに会社等が入居する場合
→ 防火対象物の使用開始届出書

テナントを借りて、工事を行い、
店舗等をオープンさせる場合
→ 事前に建物住所を管轄する
消防署へご相談下さい。
(警報器など消防設備の新たな設置や
変更が必要になる場合があります。)



なぜ届出が必要なの？

防火対象物の使用状況を把握し、防火の専門家の立場から届出内容の確認及び消防用設備の設置状況等を事前に審査・指導することにより、建物の安全性を確保するためです。

各届出書は、福岡市消防局HP下部の「申請様式」からご確認ください。

※オンラインでの申請もできますので、ぜひご活用ください！！

福岡市消防局ホームページアドレス <https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/index.html>

★その他ご不明な点は、管轄の消防署にご相談下さい！

東消防署	東区千早4-15-1	683-0119
中央消防署	中央区那の津2-5-1	762-0119
城南消防署	城南区神松寺2-19-12	863-8119
西消防署	西区今宿東1-7-12	806-0642

博多消防署	博多区博多駅前4-19-7	475-0119
南消防署	南区塩原2-6-11	541-0219
早良消防署	早良区百道浜1-3-1	821-0245

安全安心な街づくりのため
ご理解とご協力をお願いします。

